

## 「新宿区地域防災計画(令和 3 年度修正)案」 平成 29 年度修正からの主な新旧対照

本冊 第 1 編 総則		
第 1 章 計画の方針		
項目	令和 3 年度修正案 P3	平成 29 年度修正 P3
第 2 節 計画の 性格	<p>(1) この計画は、<u>新宿区総合計画で掲げる「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」</u>に向けて、<u>新宿区国土強靱化地域計画における事前防災・減災及び迅速な復旧復興等に資する施策の総合的な推進方針に基づき、区の地域における災害対策を実施するための総合的かつ基本的な計画である。</u></p> <p>(2) この計画は、区及び防災機関の責任を明確にするとともに、<u>区の処理すべき事務又は業務を中心として、防災機関が処理する事務又は業務を包含し、それらを有機的に結合する計画である。</u></p>	<p>(1) この計画は、区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、防災機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。</p> <p>(2) この計画は、区及び防災機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務を有機的に結合する計画である。</p>
第 4 章 令和 3 年度修正の概要等		
項目	令和 3 年度修正案 P14	平成 29 年度修正 P14
第 2 節 令和 3 年度修 正の主 なポイ ント	<p>(1) 関係法令等の改正の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害対策基本法の一部改正(平成 30 年、令和 3 年)</u></li> <li>・ <u>防災基本計画の修正(令和 2 年)</u></li> <li>・ <u>避難情報に関するガイドライン(内閣府)の改定(令和 3 年)</u></li> <li>・ <u>災害弔慰金の支給等に関する法律の改正(令和元年)</u></li> </ul> <p>(2) <u>東京都地域防災計画の修正等の反映</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>東京都地域防災計画の修正(令和元年(震災編)、令和 3 年(風水害編))</u></li> <li>・ <u>地震に関する地域危険度測定調査結果の公表(平成 30 年)</u></li> <li>・ <u>人工崖における土砂災害警戒区域等の指定および公表(令和元年)</u></li> </ul> <p>(3) <u>新宿区災害時受援応援計画等防災に関連する区の個別計画等の反映</u></p>	<p>(1) 関係法令等の改正の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正</li> <li>・ 避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)の改定</li> </ul> <p>(2) 新宿区事業継続計画(BCP)の改定の反映</p> <p>(3) 新宿区耐震改修促進計画の改定の反映</p> <p>(4) 平成 26 年度以降の区における防災対策の取組の反映</p> <p>(5) 各種データの時点修正</p>

	<p>(4) 平成 29 年度以降の区における防災対策の取組の反映</p> <p>(5) 各種データの時点修正</p> <p>(6) 感染症への対応を踏まえた防災対策の検討※</p> <p>※「感染症への対応を踏まえた防災対策の検討」について</p> <p>2019 年 12 月に感染が確認された新型コロナウイルス(COVID-19)については、世界中で爆発的な感染拡大が起き、2020 年 1 月 30 日に世界保健機関 (WHO) が緊急事態を宣言し、日本国内でも 4 月 7 日に初の緊急事態宣言が出されるなど、社会的な混乱を引き起こした。</p> <p>感染症が流行する中で、大規模地震や風水害が発生した場合には、避難所の運営や医療提供体制、被災者支援等に多大な影響を与える可能性があることから、感染防止対策を踏まえた災害に対する備えが、喫緊の課題である。</p> <p>本計画に記載する各取組については、災害等の発生状況における感染症拡大の可能性を考慮し、感染防止対策を最大限講じた上で進めることとする。</p>	
<p>本冊 第 2 編 震災対策計画 第 1 部 施策ごとの具体的計画</p>		
<p>第 1 章 区及び事業者の基本的責務と役割</p>		
<p>項目</p>	<p>令和 3 年度修正案 P21</p>	<p>平成 29 年度修正 P21</p>
<p>第 1 節 基本理念及び基本的責務</p>	<p>1 基本的な考え方 新宿区は 30 万を超える人々の生活の場であるとともに、～(略)～という考え方を基本にしなければならない。</p> <p><u>「自助」「共助」「公助」がそれぞれ力を発揮し、災害という苦難を乗り越えていくためには、地域の誰もが持つ個性や能力を活かし、連携することが重要である。災害時においては、誰もが被災者であり、誰もが応急、復旧の担い手であるとの認識のもと、女性や高齢者、障害者、外国人、乳幼児・妊産婦など、特に配慮が必要な人に必要な支援が届くと同時に、そうした人を含めた、あらゆる人や団体の持てる力を結集する仕組みづくりに向け、防災対策に取り組んでいく。</u></p>	<p>1 基本的な考え方 新宿区は 30 万を超える人々の生活の場であるとともに、～(略)～という考え方を基本にしなければならない。</p>

第2章 区民と地域の防災力向上		
項目	令和3年度修正案 P27	平成29年度修正 P27
第1節 現在の 到達状 況	<p>1 自助による区民の防災力向上</p> <p>(1) 家具転倒防止器具を取り付けている区民の割合 <u>42.3% (令和2年度「第3回新宿区・区政モニターアンケート」)</u></p> <p>(2) 起震車訓練体験者数 <u>7,220人 (令和元年度)</u></p> <p>(3) 避難所運営管理訓練参加者 <u>9,705人 (令和元年度 ※令和2年度中止)</u></p> <p>(4) 自主防災訓練参加者 <u>10,988人 (令和元年度 ※令和2年度中止)</u></p> <p>(5) 区立学校における防災訓練の実施</p> <p>ア 区立中学生に対する普通救命講習の実施…全校 (<u>令和2年度</u>)</p> <p>イ 区立小中学校における緊急地震速報を活用した避難訓練の実施…全校 (<u>令和2年度</u>)</p> <p>ウ 発達段階に応じた防災教育の充実…全校 (<u>令和2年度</u>)</p> <p>(6) 救命講習を受講した区民の人数 (事業所関係含む) <u>20,848人 (令和元年度)</u></p>	<p>1 自助による区民の防災力向上</p> <p>(1) 家具転倒防止器具を取り付けている区民の割合 38.6%、取り付ける必要はない区民の割合 11.9% (平成29年度「第1回新宿区・区政モニターアンケート」)</p> <p>(2) 起震車訓練体験者数 10,729人 (平成28年度)</p> <p>(3) 避難所運営管理訓練参加者 8,407人 (平成28年度)</p> <p>(4) 自主防災訓練参加者 11,065人 (平成28年度)</p> <p>(5) 区立学校における防災訓練の実施</p> <p>ア 区立中学生に対する普通救命講習の実施…全校 (平成28年度)</p> <p>イ 区立小中学校における緊急地震速報を活用した避難訓練の実施…小学校25校、中学校・特別支援学校8校 (平成28年度)</p> <p>ウ 発達段階に応じた防災教育の充実…全校 (平成28年度)</p> <p>(6) 救命講習を受講した区民の人数 (事業所関係含む) 18,234人 (平成28年度)</p>
第1節 現在の 到達状 況	<p>2 地域による共助の推進</p> <p>(1) 防災区民組織 (町会・自治会等) の結成数 <u>221組織 (令和3年9月1日現在)</u></p> <p>(2) 東京都の防災隣組の認定 区内8団体 (<u>令和3年9月1日現在</u>)</p> <p>※小型消防ポンプ複数保有町会あり</p> <p>(3) 避難所運営管理訓練 39避難所 <u>9,705名 参加 (令和元年度 ※令和2年度はコロナ禍により中止)</u></p>	<p>2 地域による共助の推進</p> <p>(1) 防災区民組織 (町会・自治会等) の結成数 214組織 (平成29年9月1日現在)</p> <p>(2) 東京都の防災隣組の認定 区内8団体 (平成29年9月1日現在)</p> <p>※小型消防ポンプ複数保有町会あり</p> <p>(3) 避難所運営管理訓練 41避難所 8,407名 参加 (平成28年度)</p>
項目	令和3年度修正案 P30	平成29年度修正 P30
第3節 対策の	<p>1 自助による区民の防災力向上</p> <p>区民一人ひとりが<u>自助の必要性を理解し</u>、「自らが防災の担い手」</p>	<p>1 自助による区民の防災力向上</p> <p>区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防</p>

方向性	<p>であるとの自覚を高め、<u>自分自身で</u>防災対策に取り組むよう、<u>区や東京都が作成する防災ブック等の啓発資料を活用し更なる</u>防災意識の啓発を推進するとともに、<u>女性等の視点を反映した防災対策の充実を図る。</u></p> <p>また、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</p>	<p>災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</p>
第3節 対策の 方向性	<p>2 地域による共助の推進</p> <p><u>地域防災の中心を担う防災区民組織等に対する防災の専門家の派遣や、防災区民組織の核となる「防災区民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。</u></p> <p><u>また、災害時の区民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していく。</u></p> <p>また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発し、<u>自助の重要性の理解促進を図り</u>、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</p>	<p>2 地域による共助の推進</p> <p>東京の共助の中核を担う防災隣組の普及・拡大を積極的に図り、認定団体の活動展開を促進することにより、地域の共助を推進していく。</p> <p>また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</p>
項目	令和3年度修正案 P46	平成29年度修正 P44
第5節 具体的 な取組 (予防 対策)	<p>4-3 避難所運営管理協議会</p> <p>災害時における避難所は区が開設し、～(略)～「避難所運営管理マニュアル」としてまとめている。</p> <p>また、避難所の運営における女性の参画を推進し、<u>防災区民組織等と連携して、女性や要配慮者の支援体制について検討するワークショップを実施するなどして、女性や要配慮者をはじめ地域の生活者の多様なニーズに応じた避難所運営に努めることとする。</u></p>	<p>4-3 避難所運営管理協議会</p> <p>災害時における避難所は区が開設し、～(略)～「避難所運営管理マニュアル」としてまとめている。</p> <p>また、避難所の運営における女性の参画を推進し、女性や要配慮者をはじめ地域の生活者の多様なニーズに応じた避難所運営に努めることとする。</p>

項目	令和3年度修正案 P48	平成29年度修正 P46
第5節 具体的な取組 (予防 対策)	<p><u>4-7 中高層マンションの防災対策支援</u></p> <p><u>区は、区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅であることや、首都直下型地震などの大地震が発生した際に、中高層マンション(5階建て以上)において、エレベーターや給排水設備などの付帯設備に大きな被害及び損傷が発生する恐れがある。このため、マンション居住者が主体となって行う自主的な予防、応急活動、復旧・復興などの防災対策活動に対して、マンション居住者への防災意識の啓発やマンション自主防災組織の活動を支援している。</u></p> <p><u>(1) マンション居住者、管理組合、開発事業者等が一体となって「自助・共助・公助」に基づく具体的な施策等を実施していく上で基本となる「中高層マンション防災対策ガイドライン」を策定している。</u></p> <p><u>(2) マンション居住者及び管理組合を対象に、マンション防災対策に必要な自助や共助の取り組みをまとめた「マンション防災はじめの一步」を活用した防災講和等を実施している。</u></p> <p><u>(3) 区から専門知識を持つアドバイザーを派遣し、自主防災組織の結成、マンションで必要な防災対策及び防災訓練等を指導・助言している。</u></p> <p><u>(4) 区は、マンション自主防災組織防災資機材助成事業により、マンション自主防災組織の活動に必要な防災資機材の現物支給を行い、マンション自主防災組織の結成促進及び活動を支援している。また、本事業を利用したマンション自主防災組織に対し、区の防災区民組織への登録も呼び掛けている。</u></p>	(追加)
項目	令和3年度修正案 P49	平成29年度修正 P47
第5節 具体的な取組 (予防 対策)	<p><u>5-1 区のボランティア受入れ体制</u></p> <p><u>大規模災害時の膨大なニーズに対応するため、区は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入れを行う。設置・運営にあたっては、「新宿区災害ボランティアセンター運営マニュアル」や、応急活動マニュアル等に基づいて実施する。</u></p>	<p>5-1 区のボランティア受け入れ体制</p> <p>(1) 区は、新宿スポーツセンターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れを行うとともに情報や資機材の提供を行う。</p> <p>(2) 避難所及び地域に配置されるボランティアの活動拠点として、各地域本部に災害ボランティア地域センターを設置する。</p> <p>(3) ボランティアの需給調整については、災害ボランティアセンターが、</p>

	<p><u>(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営</u>  <u>実施主体：区・新宿区社会福祉協議会</u>  <u>設置場所：新宿スポーツセンター</u></p> <p><u>(2) 災害ボランティア地域センターの設置・運営</u>  <u>実施主体：区</u>  <u>設置場所：各地域本部</u></p> <p>※【<u>区のボランティアの受入れ体制</u>】図を新たに追加</p>	<p>関連する災対各部、災害ボランティア地域センター及び新宿区社会福祉協議会等と連携して行う。</p>
項目	令和3年度修正案 P50	平成29年度修正 P47
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p><u>5-2 ボランティア種別</u>  <u>ボランティアは一般のボランティア（個人及びNPO等団体）と一定の技能をもつ専門ボランティアに分かれる。</u></p> <p><u>(1) 一般ボランティア</u>  <u>運搬・配送・仕分け・片付け、炊き出し、その他専門分野に属さないことを行う。一般ボランティアは災害ボランティアセンターに参集し、必要に応じて災害ボランティア地域センターを経由して避難所等活動場所へ派遣される。</u></p> <p><u>(2) 専門ボランティア</u>  <u>福祉、医療、建築、通訳等の専門分野を行う。専門ボランティアは、災対各部が必要とする活動場所へ派遣される。</u></p>	(追加)
第3章 安全な都市づくりの実現		
項目	令和3年度修正案 P56	平成29年度修正 P53
第1節 現在の到達状況	<p>2 木造住宅密集地域の改善（減災まちづくり）  木造住宅密集地域における実施状況は以下のとおりである。</p> <p>(1) 若葉・須賀町地区  共同建替え事業完了 <u>4</u>地区</p>	<p>2 木造住宅密集地域の改善（減災まちづくり）  木造住宅密集地域における実施状況は以下のとおりである。</p> <p>(1) 若葉・須賀町地区  共同建替え事業完了 3地区</p>

	道路拡幅整備事業 <u>約 475 m<sup>2</sup></u> (2) 不燃化推進特定整備事業地区 西新宿五丁目が平成 26 年 4 月に指定 (3) 不燃化建替え助成 平成 28 年 6 月開始	道路拡幅整備事業 396 m <sup>2</sup> (2) 不燃化推進特定整備事業地区 西新宿五丁目が平成 26 年 4 月に指定 (3) 不燃化建替え助成 平成 28 年 6 月開始
第 1 節 現在の 到達状 況	3 建築物の耐震化及び安全対策 区有施設の耐震化率は、平成 27 年度末で 100%となり、区有施設の耐震対策は完了している。また、区内の建築物の大部分を占める住宅では、 <u>令和元年度末の耐震化率が 94.9%となっている。</u> (1) 区有施設の耐震化率 100% (平成 28 年 3 月) (2) 公立小学校 100% (平成 25 年 4 月) (3) 公立中学校 100% (平成 25 年 4 月) (4) 住宅の耐震化率 <u>94.9% (令和 2 年 3 月)</u> <u>うち、共同住宅 (非木造) 96.0% (令和 2 年 3 月)</u> (5) 特定建築物 <u>91.2% (令和 3 年 3 月)</u> <u>うち、要緊急安全確認大規模建築物 89.5% (令和 3 年 3 月)</u>	3 建築物の耐震化及び安全対策 区有施設の耐震化率は、平成 27 年度末で 100%となり、区有施設の耐震対策は完了している。また、区内の建築物の大部分を占める住宅では、平成 27 年度末の耐震化率が 91.5%となり、目標値 90%を上回った。 (1) 区有施設の耐震化率 100% (平成 28 年 3 月) (2) 公立小学校 100% (平成 25 年 4 月) (3) 公立中学校 100% (平成 25 年 4 月) (4) 住宅の耐震化率 91.5% (平成 28 年 3 月) (5) 特定建築物 88.0% (平成 28 年 12 月)
項目	令和 3 年度修正案 P58	平成 29 年度修正 P55
第 4 節 到達目 標	1 木造住宅密集地域の不燃領域率 <u>木造住宅密集地域のうち、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域とし、防災都市づくりに係る施策を展開しながら、早期に不燃領域率 70%の達成を目指す。</u> <u>また、特定整備路線については、一日も早い全線整備を目指す。</u>	1 木造住宅密集地域の不燃領域率 木造住宅密集地域の不燃領域率 60%を目指し、市街地の不燃化を促進する。
第 4 節 到達目 標	2 建築物の耐震化 <u>区は、新宿区耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震により想定される被害 (建物全壊や地震火災による焼失棟数) を 6 割減少させ、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現することを目指している。</u>	2 建築物の耐震化 都は、災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、できる限り早期に 100%完了する。 (1) 社会福祉施設等 (主に高齢者等が利用する入所施設)、保育所 100% (平成 32 年度)

	<p>新宿区耐震改修促進計画は、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間で計画期間とし、耐震化率の目標は、次のとおりである。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅（非木造） おおむね解消</p> <p>(2) 特定建築物 95%以上</p> <p>要緊急安全確認大規模建築物 100%</p> <p>(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物 100%</p> <p>一般緊急輸送道路沿道建築物 95%以上</p>	<p>(2) 災害拠点病院 100%（平成 37 年度）</p> <p>(3) 都営住宅 100%（平成 32 年度）</p> <p>(4) 住宅 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する</p> <p>(5) 特定建築物 95%以上</p>																																	
第 4 節 到達目 標	<p>3 消防水利不足地域の解消</p> <p>消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を軽減する。</p>	(追加)																																	
項目	令和 3 年度修正案 P63	平成 29 年度修正 P59																																	
第 5 節 具体的 な取組 ( 予防 対策)	<p>1 - 4 建築物の耐震化及び安全対策</p> <p>(1)防火地域等の指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定区域</th> <th>面積</th> <th>施行年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上落合二丁目及び上落合三丁目各地内</td> <td>約 27.7 ha</td> <td>平成26年8月</td> </tr> <tr> <td>赤城下町、中里町、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町及び改代町各地内</td> <td>約11.6 ha</td> <td>平成28年6月</td> </tr> <tr> <td>市谷山伏町、南榎町、榎町及び弁天町各地内</td> <td>約14.8 ha</td> <td>平成30年6月</td> </tr> <tr> <td>西新宿五丁目地内</td> <td>約14.0 ha</td> <td>平成30年6月</td> </tr> <tr> <td>上落合一丁目及び上落合二丁目各地内</td> <td>約33.2 ha</td> <td>令和元年6月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約 101.3 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定区域	面積	施行年月	上落合二丁目及び上落合三丁目各地内	約 27.7 ha	平成26年8月	赤城下町、中里町、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町及び改代町各地内	約11.6 ha	平成28年6月	市谷山伏町、南榎町、榎町及び弁天町各地内	約14.8 ha	平成30年6月	西新宿五丁目地内	約14.0 ha	平成30年6月	上落合一丁目及び上落合二丁目各地内	約33.2 ha	令和元年6月	計	約 101.3 ha		<p>1 - 4 建築物の耐震化及び安全対策</p> <p>(1)防火地域等の指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定区域</th> <th>面積</th> <th>施行年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上落合二丁目の一部及び三丁目の全域</td> <td>約 27.8ha</td> <td>平成26年8月</td> </tr> <tr> <td>赤城下町、中里町の全域及び、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町、改代町の一部</td> <td>約11.6ha</td> <td>平成28年6月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約 39.4ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定区域	面積	施行年月	上落合二丁目の一部及び三丁目の全域	約 27.8ha	平成26年8月	赤城下町、中里町の全域及び、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町、改代町の一部	約11.6ha	平成28年6月	計	約 39.4ha	
指定区域	面積	施行年月																																	
上落合二丁目及び上落合三丁目各地内	約 27.7 ha	平成26年8月																																	
赤城下町、中里町、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町及び改代町各地内	約11.6 ha	平成28年6月																																	
市谷山伏町、南榎町、榎町及び弁天町各地内	約14.8 ha	平成30年6月																																	
西新宿五丁目地内	約14.0 ha	平成30年6月																																	
上落合一丁目及び上落合二丁目各地内	約33.2 ha	令和元年6月																																	
計	約 101.3 ha																																		
指定区域	面積	施行年月																																	
上落合二丁目の一部及び三丁目の全域	約 27.8ha	平成26年8月																																	
赤城下町、中里町の全域及び、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町、改代町の一部	約11.6ha	平成28年6月																																	
計	約 39.4ha																																		

項目	令和3年度修正案 P64	平成29年度修正 P60																																																												
第5節 具体的な取組 (予防 対策)	(3) 既存建築物の耐震化等 エ 補助事業等の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構 造</th> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">木 造</td> <td>予備耐震診断</td> <td>2,098件</td> </tr> <tr> <td><u>詳細耐震診断</u></td> <td>135件</td> </tr> <tr> <td>耐震診断・補強設計費補助</td> <td>906件</td> </tr> <tr> <td><u>補強設計費補助</u></td> <td>54件</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事費補助</td> <td>425件</td> </tr> <tr> <td>簡易耐震改修工事費補助</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>工事監理費補助</td> <td>307件</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">非木造</td> <td>耐震シェルター・ベッド設置費補助</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>耐震アドバイザー派遣</td> <td>917件</td> </tr> <tr> <td>簡易耐震診断</td> <td>455件</td> </tr> <tr> <td>耐震診断費補助</td> <td>344件</td> </tr> <tr> <td>補強設計費補助</td> <td>91件</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事費補助等</td> <td>73件</td> </tr> </tbody> </table>	構 造	内 容	件 数	木 造	予備耐震診断	2,098件	<u>詳細耐震診断</u>	135件	耐震診断・補強設計費補助	906件	<u>補強設計費補助</u>	54件	耐震改修工事費補助	425件	簡易耐震改修工事費補助	15件	工事監理費補助	307件	非木造	耐震シェルター・ベッド設置費補助	33件	耐震アドバイザー派遣	917件	簡易耐震診断	455件	耐震診断費補助	344件	補強設計費補助	91件	耐震改修工事費補助等	73件	(3) 既存建築物の耐震化等 エ 補助事業等の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構 造</th> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">木 造</td> <td>予備耐震診断技術者派遣</td> <td>1985件</td> </tr> <tr> <td>耐震診断・補強設計費補助</td> <td>786件</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事費補助</td> <td>324件</td> </tr> <tr> <td>簡易耐震改修工事費補助</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事監理費補助</td> <td>238件</td> </tr> <tr> <td>耐震シェルター・ベッド設置費補助</td> <td>27件</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">非木造</td> <td>耐震アドバイザー派遣</td> <td>811件</td> </tr> <tr> <td>簡易耐震診断</td> <td>399件</td> </tr> <tr> <td>耐震診断</td> <td>307件</td> </tr> <tr> <td>補強設計費補助</td> <td>72件</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事費補助</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>除去・建替費補助</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>	構 造	内 容	件 数	木 造	予備耐震診断技術者派遣	1985件	耐震診断・補強設計費補助	786件	耐震改修工事費補助	324件	簡易耐震改修工事費補助	14件	耐震改修工事監理費補助	238件	耐震シェルター・ベッド設置費補助	27件	非木造	耐震アドバイザー派遣	811件	簡易耐震診断	399件	耐震診断	307件	補強設計費補助	72件	耐震改修工事費補助	43件	除去・建替費補助	5件
構 造	内 容	件 数																																																												
木 造	予備耐震診断	2,098件																																																												
	<u>詳細耐震診断</u>	135件																																																												
	耐震診断・補強設計費補助	906件																																																												
	<u>補強設計費補助</u>	54件																																																												
	耐震改修工事費補助	425件																																																												
	簡易耐震改修工事費補助	15件																																																												
	工事監理費補助	307件																																																												
非木造	耐震シェルター・ベッド設置費補助	33件																																																												
	耐震アドバイザー派遣	917件																																																												
	簡易耐震診断	455件																																																												
	耐震診断費補助	344件																																																												
	補強設計費補助	91件																																																												
耐震改修工事費補助等	73件																																																													
構 造	内 容	件 数																																																												
木 造	予備耐震診断技術者派遣	1985件																																																												
	耐震診断・補強設計費補助	786件																																																												
	耐震改修工事費補助	324件																																																												
	簡易耐震改修工事費補助	14件																																																												
	耐震改修工事監理費補助	238件																																																												
	耐震シェルター・ベッド設置費補助	27件																																																												
非木造	耐震アドバイザー派遣	811件																																																												
	簡易耐震診断	399件																																																												
	耐震診断	307件																																																												
	補強設計費補助	72件																																																												
	耐震改修工事費補助	43件																																																												
	除去・建替費補助	5件																																																												
項目	令和3年度修正案 P70	平成29年度修正 P66																																																												
第5節 具体的な取組 (予防 対策)	1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止 イ 実態調査及び改善指導 <u>大阪府北部地震の発生をうけて、危険なブロック塀等の実態を把握し、その安全化を進める必要性があるため、平成30年度に道路沿いのブロック塀等の実態調査を実施した。</u> <u>この点検調査結果を基に、ブロック塀等の安全化指導及び啓発を行っている。</u>	1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止 イ 実態調査及び改善指導 危険なブロック塀等の実態を把握し、その安全化を進めるために、昭和63年度から平成3年度まで、区内の道路沿いにあるブロック塀・石塀等の実態調査を実施した。 調査の結果、地震時に倒壊のおそれがあると判定されたものに対しては、改修・改善の指導を行っている。																																																												
項目	令和3年度修正案 P74	平成29年度修正 P70																																																												
第5節 具体的な取組 (予防 対策)	2-1 石油等の危険物施設の安全化 区内における危険物施設は、製造所0件、貯蔵所237件、取扱所142件、計379件（令和2年12月末現在）である。これらの石油等の危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、適正な貯蔵取扱いの指導の推進を図っていく。	2-1 石油等の危険物施設の安全化 区内における危険物施設は、製造所0件、貯蔵所228件、取扱所125件、計353件（平成26年3月末現在）である。これらの石油等の危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、適正な貯蔵取扱いの指導の推進を図っていく。																																																												

	<p>(1) 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。</p> <p><u>(2) 津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。</u></p> <p><u>(3) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。</u></p> <p>(4) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</p> <p><u>(5) 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。</u></p>	<p>(1) 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 給油取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。</p> <p>(3) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</p> <p>(追加)</p>
項目	令和3年度修正案 P84	平成29年度修正 P80
第6節 具体的な取組 (応急対策)	<p>4-5 都市ガス施設 &lt;&lt;東京ガス&gt;&gt;</p> <p>ア <u>地震の規模に応じて、</u>本社に非常事態対策本部を設置するとともに、<u>必要な要員は自動参集する。</u></p> <p>イ <u>被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。</u></p> <p>ウ <u>社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。</u></p> <p>エ 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。</p> <p>オ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</p> <p>カ <u>ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。</u></p>	<p>4-5 都市ガス施設 &lt;&lt;東京ガス&gt;&gt;&lt;&lt;ガス事業者&gt;&gt;</p> <p>ア 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）</p> <p>イ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報を収集する。</p> <p>ウ その他、状況に応じた措置を行う。</p> <p>エ 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。</p> <p>オ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</p> <p>カ 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止</p>

	<p>キ <u>被害が軽微な</u>供給停止地域については、<u>遠隔再稼働</u>等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</p> <p>ク その他現場の状況により、<u>二次災害防止のため</u>適切な措置を行う。</p> <p>ケ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は<u>平素から分散して備蓄</u>する。</p> <p><u>&lt;&lt;ガス事業者&gt;&gt;</u>  <u>地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（各社の規定に基づき態勢をとる）。</u></p>	<p>の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。</p> <p>キ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</p> <p>ク その他現場の状況により適切な措置を行う。</p> <p>ケ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先、メーカー等からの調達</li> <li>・各支部間の流用</li> <li>・他ガス事業者からの融通</li> </ul> <p>コ 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都 LP ガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを救済物資として供給するよう努める。</p>
<p>第 4 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</p>		
<p>項目</p>	<p>令和 3 年度修正案 P89</p>	<p>平成 29 年度修正 P85</p>
<p>第 4 節 到達目標</p>	<p>1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の<u>橋りょう</u>の耐震化 100%  都においては、幹線道路ネットワークの整備とともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を<u>令和 2 年度に完了させている</u>。加えて、特定緊急輸送道路の<u>広域的な道路ネットワーク機能を確保するため、特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表せる指標として、区間到達率と総合到達率を設定した。都は令和 7 年度末までに総合到達率 99%かつ区間到達率 95%未満の解消を目指している。また、区においては、特定緊急輸送道路沿道建築物のうち、区間到達率が低い路線沿道や倒壊の危険性が高い建築物への個別訪問等を重点的に実施し、耐震化の促進を図っていく。</u></p> <p>また、都市防災機能の強化を図るため、区道の無電柱化を推進していく。</p>	<p>1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化 100%  都においては、幹線道路ネットワークの整備とともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を平成 29 年度完了を目標として取り組んでいる。加えて、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を平成 37 年度末までに 100%完了し、震災時の輸送・避難ルート確保や消火活動等の機能を確保することを目指している。</p> <p>また、都市防災機能の強化を図るため、区道の無電柱化を推進していく。</p>

項目	令和3年度修正案 P98	平成29年度修正 P94																				
第5節 具体的な取組 (予防対策)	2-1 水道施設 区内の水道施設の現況 <table border="1"> <tr> <td>淀橋給水所配水池容量</td> <td>72,000m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>配水管総延長</td> <td><u>555,586</u>m</td> </tr> <tr> <td>配水小管 (口径50~350mm)</td> <td><u>488,964</u>m</td> </tr> <tr> <td>配水本管 (口径400mm以上)</td> <td><u>66,621</u>m</td> </tr> <tr> <td>消火栓設置個数</td> <td>3, <u>679</u>箇所</td> </tr> </table>	淀橋給水所配水池容量	72,000m <sup>3</sup>	配水管総延長	<u>555,586</u> m	配水小管 (口径50~350mm)	<u>488,964</u> m	配水本管 (口径400mm以上)	<u>66,621</u> m	消火栓設置個数	3, <u>679</u> 箇所	2-1 水道施設 区内の水道施設の現況 <table border="1"> <tr> <td>淀橋給水所配水池容量</td> <td>72,000m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>配水管総延長</td> <td>549,849m</td> </tr> <tr> <td>配水小管 (口径50~350mm)</td> <td>484,313m</td> </tr> <tr> <td>配水本管 (口径400mm以上)</td> <td>65,536m</td> </tr> <tr> <td>消火栓設置個数</td> <td>3,675箇所</td> </tr> </table>	淀橋給水所配水池容量	72,000m <sup>3</sup>	配水管総延長	549,849m	配水小管 (口径50~350mm)	484,313m	配水本管 (口径400mm以上)	65,536m	消火栓設置個数	3,675箇所
淀橋給水所配水池容量	72,000m <sup>3</sup>																					
配水管総延長	<u>555,586</u> m																					
配水小管 (口径50~350mm)	<u>488,964</u> m																					
配水本管 (口径400mm以上)	<u>66,621</u> m																					
消火栓設置個数	3, <u>679</u> 箇所																					
淀橋給水所配水池容量	72,000m <sup>3</sup>																					
配水管総延長	549,849m																					
配水小管 (口径50~350mm)	484,313m																					
配水本管 (口径400mm以上)	65,536m																					
消火栓設置個数	3,675箇所																					
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化																						
項目	令和3年度修正案 P141	平成29年度修正 P134																				
第5節 具体的な取組 (予防対策)	4 相互応援協力等 地震により災害が発生した場合、区及び各防災関係機関は、あらかじめ定められた所掌事務及び業務に従って応急対策を実施するが、被害状況により、他の機関に協力を求め、災害対策を実施することが予想される。 このため、区では <u>国や地方公共団体をはじめ、各機関と相互応援協力協定を締結している。(各機関と締結している個別の協定・覚書等については、別冊資料編に掲載する。)</u>  <u>※羅列されていた協定名称は、別冊資料編へ集約。</u>	4 相互応援協力等 地震により災害が発生した場合、区及び各防災関係機関は、あらかじめ定められた所掌事務及び業務に従って応急対策を実施するが、被害状況により、他の機関に協力を求め、災害対策を実施することが予想される。 このため、区では各機関と相互応援協力協定を締結している。																				
項目	令和3年度修正案 P161	平成29年度修正 P161																				
第6節 具体的な取組 (応急対策)	3-6 <u>人的</u> 受援の調整 <u>区は、令和2年3月に、「新宿区災害時受援応援計画」を策定し、国や他自治体等からの人的・物的資源を効率的に受け入れるための手順や体制等について明らかにしている。そのうち、人的資源の受援体制については、次のとおりとする。物的受援については、第2編第1部第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」参照 (P.270)</u>	3-6 受援の調整 (追加)																				

	<p>(1) 災対総務部職員班による受援調整体制          応援要請団体からの職員等の受入を円滑に行うため、災対総務部職員班は<u>受援担当として、区全体の受援に関する事項（ボランティアに関するものを除く）</u>を総括する。</p> <p>(2) 災対各部による受援調整  <u>ア 災対各部は「業務担当窓口（受援）」を設置し、各班のニーズを取りまとめ、受援担当との調整を行う。</u>  <u>イ 専門性の高い業務で、災対総務部職員班での調整が非効率となる事項については、災対各部は直接都各局等と受援調整を行う。</u>  <u>ウ 災対総務部職員班が区全体の受援状況を把握するため、災対各部は受援業務及び他応援団体職員等の活動状況等について、災対総務部職員班に報告する。</u>  <u>エ 複数の部を超えて調整が必要な事項等は、災対総務部職員班で調整を行う。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>※(4)(5) (p. 163) についても追加</u></p>	<p>(1) 災対総務部職員班による受援調整体制          応援要請団体からの職員等の受入を円滑に行うため、災対総務部職員班は、区全体の受援に関する事項を総括する。</p> <p>(2) 災対各部による受援調整</p> <p>ア 専門性の高い業務で、災対総務部職員班での調整が非効率となる事項については、災対各部は直接各団体と受援調整を行う。</p> <p>イ 災対総務部職員班が区全体の受援状況を把握するため、災対各部は受援業務及び他応援団体職員等の活動状況等について、災対総務部職員班に報告する。</p> <p>ウ 複数の部を超えて調整が必要な事項等は、災対総務部職員班で調整を行う。</p>
項目	令和3年度修正案 P164	平成29年度修正 P163
第6節 具体的な取組 (応急対策)	<p><u>4 救出救助機関への要請</u>  <u>都は警察、消防、自衛隊から提供される情報を集約・共有し、各機関間の連携及び活動等を支援する。区は、各機関が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都と緊密に連携を図り、情報を共有する。救出救助機関との連携は、原則として災対総務部情報調整班が行う。</u></p> <p><u>※【救出救助活動に係る関係機関との連携】図を追加</u></p>	(追加)

第6章 情報通信の確保														
項目	令和3年度修正案 P182	平成29年度修正 P180												
第6節 具体的な取組 (応急対策)	<p>2-3 被害状況等の調査及び報告 【被害程度の認定基準（都災害対策本部報告用）】</p> <table border="1"> <tr> <td>半壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td><u>大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td><u>住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもの、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td><u>住家半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める被害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td><u>住家が半壊又は半壊に準ずる程度の被害を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u></td> </tr> </table>	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	大規模半壊	<u>大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>	中規模半壊	<u>住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもの、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>	半壊	<u>住家半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める被害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</u>	準半壊	<u>住家が半壊又は半壊に準ずる程度の被害を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u>	<p>2-3 被害状況等の調査及び報告 【被害程度の認定基準（都災害対策本部報告用）】</p> <table border="1"> <tr> <td>半壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</td> </tr> </table>	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。													
大規模半壊	<u>大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>													
中規模半壊	<u>住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもの、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>													
半壊	<u>住家半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める被害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</u>													
準半壊	<u>住家が半壊又は半壊に準ずる程度の被害を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u>													
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。													
第7章 医療救護・保健等対策														
項目	令和3年度修正案 P193	平成29年度修正 P191												
章名	第7章 <u>医療救護・保健</u> 等対策	第7章 医療救護等対策												
第1節 現在の到達状況	<p>1 初動医療体制等の確立</p> <p>都は、東京 DMAT※指定病院を25病院指定し、約1,000名程度のDMATの隊員を確保している。また、都医療救護班、<u>東京 DPAT 等</u>を確保するとともに、<u>災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施する</u>等、初動医療体制を整備している。 <u>さらに、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、</u></p>	<p>1 初動医療体制の確立</p> <p>都は、東京 DMAT※指定病院を25病院指定し、約1,000名程度のDMATの隊員を養成するほか、都医療救護班等を確保する等、初動医療体制を整備している。 また、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。</p>												

	<p>搬送体制を整備している。</p> <p>区では、<u>新宿区災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターを任命している。また、発災時は、災害対策本部に「災対健康部」「災害医療救護支援センター」を設け、関係機関と連携して対応する体制を整備している。</u></p> <p>(1) 区<u>内</u>の災害拠点病院 7 箇所 (令和 2 年 10 月現在)</p> <p>(2) 区<u>内</u>の災害拠点連携病院 4 箇所 (令和 2 年 10 月現在)</p> <p>(3) 区<u>内</u>の救急告示病院 12 箇所 (災害拠点病院を含む) (令和 3 年 8 月現在)</p> <p>※ <u>東京 DMAT (東京 Disaster Medical Assistance Team: ディーマット) 都の研修・訓練を受けた災害医療派遣チームのことをいう。この東京 DMAT は、大規模災害時に東京消防庁と連携して災害現場の多数の傷病者等に対して救命処置などを行う。</u></p> <p>※ <u>東京 DPAT (東京 Disaster Psychiatric Assistance Team: ディーパット) とは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。</u></p>	<p>区では、災害対策本部に「災対健康部」を設け、関係機関と連携して対応する体制を整備している。</p> <p>(1) 区における災害拠点病院 7 箇所 (平成 29 年 4 月現在)</p> <p>(2) 区における災害拠点連携病院 4 箇所 (平成 29 年 5 月現在)</p> <p>(3) 区における救急告示病院 12 箇所 (災害拠点病院を含む) (平成 29 年 8 月現在)</p> <p>※ <u>東京 DMAT (東京 Disaster Medical Assistance Team: ディーマット) 大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される都の災害医療派遣チーム (記載なし)</u></p>
項目	令和 3 年度修正案 P193	平成 29 年度修正 P191
第 1 節 現在の到達状況	<p>3 医療施設等の基盤整備</p> <p>都は、医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、<u>災害拠点病院を対象に自家発電装置の設置などに関する支援をしている。また、全病院 (救急診療所を含む) を対象に広域災害救急医療情報システム (EMIS) を整備している。</u></p> <p>災害拠点病院の指定 84 病院 (令和 2 年 10 月 1 日現在)</p> <p><u>災害拠点連携病院の指定 137 病院 (令和 2 年 10 月 1 日現在)</u></p> <p>広域災害救急医療情報システムの整備 649 病院 (平成 31 年 3 月 31 日現在)</p> <p>※ <u>EMIS (Emergency Medical Information System: イーミス) とは、災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切</u></p>	<p>3 医療施設等の基盤整備</p> <p>都は、災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに自家発電装置の設置やエレベーター閉じ込め防止対策を推進している。また、救急告示医療機関を対象に広域災害救急医療情報システム (EMIS) を整備している。</p> <p>災害拠点病院の指定 80 病院 (平成 29 年 4 月 1 日現在)</p> <p>広域災害救急医療情報システムの整備 322 病院 (平成 26 年 3 月 31 日現在)</p> <p>(追加)</p>

	<u>に医療救護に関する情報を集約提供していくためのシステム。災害医療コーディネーターや災害拠点病院などが活用し、情報を共有する。</u>																	
項目	令和3年度修正案 P200	平成29年度修正 P196																
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p>【医療救護所等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急医療救護所<sup>※1</sup></td> <td>区市町村が、<u>発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）</u>に設置・運営する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ<sup>※2</sup>、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所</td> </tr> <tr> <td>避難所医療救護所</td> <td>区市町村が、<u>おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、超急性期に設置）</u></td> </tr> <tr> <td>医療救護活動拠点</td> <td>区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1 区の10箇所の医療救護所のうち、4箇所は緊急医療救護所となっている。うち1箇所は、災害拠点病院近接地施設と協定を締結し、開設場所を確保している。</u></p>	名称	説明	緊急医療救護所 <sup>※1</sup>	区市町村が、 <u>発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）</u> に設置・運営する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ <sup>※2</sup> 、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	避難所医療救護所	区市町村が、 <u>おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、超急性期に設置）</u>	医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所	<p>【医療救護所等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所</td> <td>区市町村が、区市町村地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所</td> </tr> <tr> <td>緊急医療救護所<sup>※1</sup></td> <td>区市町村が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ<sup>※2</sup>、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所</td> </tr> <tr> <td>医療救護活動拠点</td> <td>区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 区では、医療救護所を可能な限り病院の近接地とするよう配置することで、医療救護所と緊急医療救護所は、同一のものとして位置づけている。</p>	名称	説明	医療救護所	区市町村が、区市町村地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所	緊急医療救護所 <sup>※1</sup>	区市町村が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ <sup>※2</sup> 、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所
名称	説明																	
緊急医療救護所 <sup>※1</sup>	区市町村が、 <u>発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）</u> に設置・運営する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ <sup>※2</sup> 、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所																	
避難所医療救護所	区市町村が、 <u>おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、超急性期に設置）</u>																	
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所																	
名称	説明																	
医療救護所	区市町村が、区市町村地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所																	
緊急医療救護所 <sup>※1</sup>	区市町村が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ <sup>※2</sup> 、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所																	
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所																	
項目	令和3年度修正案 P202	平成29年度修正 P198																
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p>2-2 医療資器材</p> <p>(1)「災害時医療資材セット（医師用）」と「災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）」を各医療救護所に1組ずつ備蓄している。なお、災害時医療資材セット1組で、負傷者約500人分の応急医療が可能である。また、初期救護活動用として「災害救助用医療品セット」を、<u>さらに、新型コロナウイルス感染症対策として感染対策物品及び感染症対策のポスター・チラシを全避難所に備蓄している。</u></p>	<p>2-2 医療資器材</p> <p>(1)「災害時医療資材セット（医師用）」と「災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）」を各医療救護所に1組ずつ備蓄している。なお、災害時医療資材セット1組で、負傷者約500人分の応急医療が可能である。また初期救護活動用として、「災害救助用医療品セット」を全避難所に備蓄している。</p>																

項目	令和3年度修正案 P205	平成29年度修正 P201
第6節 具体的な取組 (応急 対策)	<p>1-2 医療救護</p> <p>【災害時医療救護の流れ】<b>図の差し替え</b></p>	<p>1-2 医療救護</p> <p>【災害時医療救護の流れ】</p>
項目	令和3年度修正案 P209	平成29年度修正 P204
第6節 具体的な取組 (応急 対策)	<p>(4) <u>東京消防庁の搬送体制</u></p> <p><u>搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。</u></p>	<p>(追加)</p>

第8章 帰宅困難者対策		
項目	令和3年度修正案 P223	平成29年度修正 P217
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p>1-1 東京都帰宅困難者対策条例に<u>基づく取組</u>の周知徹底 (1)～(2)略 (3) 都及び区は、<u>都市開発諸制度を適用しようとする大規模な新築</u>の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進する。 (4)略 <u>(5) 都は、帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。</u></p>	<p>1-1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 (1)～(2)略 (3) 都及び区は建築指導等の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進する。 (4)略</p>
項目	令和3年度修正案 P226	平成29年度修正 P220
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p>(2) 新宿駅周辺防災対策協議会の活動 <u>新宿駅周辺防災対策協議会は、『新宿ルール』や『新宿ルール実践のための行動指針』に基づき、訓練、講習会、セミナー等を実施し、協議会会員事業者等の防災力向上や、発災対応力を向上させる。</u> <u>また、帰宅困難者一時滞在施設の運営等に係るマニュアルを整備し、訓練を通じた検証を行っていく。</u></p>	<p>(2) 新宿駅周辺防災対策協議会の活動 『新宿ルール』や『新宿ルール実践のための行動指針』に基づき、訓練、講習会、セミナー等を実施し、協議会会員事業者等の防災力向上や、発災対応力を向上させる。</p>
項目	令和3年度修正案 P230	平成29年度修正 P196
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p>3 一時滞在施設の確保 駅周辺の滞留者や～(略)～を確保する。 (1) 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する(都立施設に約8万人確保)。 (2) 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。<u>特に、多数の帰宅困難者の</u></p>	<p>3 一時滞在施設の確保 駅周辺の滞留者や～(略)～を確保する。 (1) 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する(都立施設に約7万人確保)。 (2) 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、</p>

	<p><u>発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働き掛けを強化するなどの取組を進めていく。</u>国が所有・管理する施設については、区又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。</p> <p><u>(3) 都及び区は、都市開発諸制度を適用しようとする大規模な新築の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保を推進する。</u></p>	<p>区又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。</p> <p>(追加)</p>
第9章 避難者対策		
項目	令和3年度修正案 P241	平成29年度修正 P234
第1節 現在の 到達状 況	<p>2 避難場所・避難道路の指定及び安全化</p> <p>都は、区部においては避難場所 <u>213</u> か所、地区内残留地区 <u>37</u> か所、避難道路 <u>14 系統 54.1km</u> を指定している (令和3年3月現在)。避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未滿となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1m<sup>2</sup>以上を確保することを原則としている。</p> <p><u>新宿区の避難場所としては11箇所が指定されており、また地区内残留地区として1か所が指定されている。</u>また、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、都と連携し、「新宿区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業要綱」により、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震化を進めている。</p>	<p>2 避難場所・避難道路の指定及び安全化</p> <p>都は、区部においては避難場所 197 か所、地区内残留地区 34 か所、避難道路 58 路線を指定している (平成25年10月現在)。避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未滿となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1m<sup>2</sup>以上を確保することを原則としている。</p> <p>区内では、避難場所 12 か所、地区内残留地区 1 か所が指定されている。また、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、都と連携し、「新宿区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業要綱」により、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震化を進めている。</p>
第1節 現在の 到達状 況	<p>3 避難所の指定及び管理運営の整備</p> <p><u>令和4年1月</u>現在、新宿区では、一次避難所 <u>60</u> 箇所、二次避難所 (福祉避難所) <u>68</u> 箇所を <u>災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として</u> 指定している。一次避難所及び二次避難所の耐震化は完了済である。また、「避難所運営管理マニュアル (避難所ごと)」、「<u>新宿区二次避難所 (福祉避難所) 運営マニュアル (標準版)</u>」、「新宿区避難所開設・運営方針」を策定し、各避難所の運営を支援している。</p>	<p>3 避難所の指定及び管理運営の整備</p> <p>平成29年11月現在、新宿区では、一次避難所 51 箇所、二次避難所 (福祉避難所) 76 箇所を指定している。一次避難所及び二次避難所の耐震化は完了済である。また、「避難所運営管理マニュアル (避難所ごと)」、「新宿区避難所開設・運営方針」を策定し、各避難所の運営を支援している。</p>

項目	令和3年度修正案 P243	平成29年度修正 P235
第4節 到達目標	<p>1 <u>避難体制の整備</u></p> <p>都は、広域避難プロジェクトにおいて、広域避難シミュレーションを実施し、その結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築<u>していく。また、要配慮者災害用セルフプラン作成の推進等、避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備するほか、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる体制を整備していく。</u></p>	<p>1 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みの構築</p> <p>都は、広域避難プロジェクトにおいて、広域避難シミュレーションを実施し、その結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築する。</p>
項目	令和3年度修正案 P246	平成29年度修正 P239
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p>2-1 区における対策</p> <p>(1) 区地域防災計画において、あらかじめ避難所（二次避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。<u>避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) アイ略</p> <p>ウ 避難所に受け入れる避難者数は、おおむね居室 3.3㎡当たり2人とする。<u>ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所運営管理ガイドライン（感染症対策編）」に基づき収容する。</u></p> <p>エ <u>また、自宅に被害があり、生活できない自宅療養者等を一時的に避難所に受け入れる場合は、都、健康部等の関係各所と連携し、適切な対応につなげる。</u></p> <p>(4)～(8)略</p> <p><u>(9) 避難場所については、避難に必要な災害用トイレや災害時特設公衆電話などの施設・設備を含めて整備する。</u></p> <p><u>(10) 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時特設公衆電話を整備するとともに、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。</u></p>	<p>2-1 区における対策</p> <p>(1) 区地域防災計画において、あらかじめ避難所（二次避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) アイ略</p> <p>ウ 避難所に受け入れる避難者数は、おおむね居室 3.3㎡当たり2人とする。</p> <p>エ 避難所の指定に当たっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。</p> <p>(4)～(8)略</p> <p>(追加)</p>

	<u>(11) 新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。</u>	
項目	令和3年度修正案 P247	平成29年度修正 P240
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p>3-1 区における対策</p> <p>(1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、<u>東京都福祉保健局が策定している「避難所管理運営の指針」等</u>に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。</p> <p>(2) 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、移動系無線機等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも<u>配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する</u>テレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>(3) <u>内閣府が取りまとめた「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえ、避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、女性の視点等を意識した避難所運営の重要性を関係者に周知する。</u></p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(12) <u>避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</u></p>	<p>3-1 区における対策</p> <p>(1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。</p> <p>(2) 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、移動系無線機等の通信機器等のほか、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等避難者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や地域生活者の多様なニーズに応じた避難所の運営に努める。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(追加)</p>
項目	令和3年度修正案 P248	平成29年度修正 P241
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p>(1) <u>「避難行動要支援者名簿」の作成</u></p> <p><u>区では、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員、防災区民組織等に本人同意を得た上で配布している。また、一定の要件で抽出した災害時要援護者名簿（対象者名簿）を作成し、発災時には、安否確認用として区の関係部署、区内警察署、消防署等へ配布することとし、重層的な備えに努めている。</u></p>	<p>(1) 要配慮者の事前把握</p> <p>平成25年6月に災害対策基本法が改正され、区市町村の避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。区では先行して、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員、防災区民組織等に配布している。また、災害時要援護者名簿（対象者名簿）を作成し、発災時には、安否確認用として区の関係部署、区内警察署、消防署等へ配布することとし、重層的な備えに努めている。</p>

	<p><u>平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とするため、区市町村の避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。区では当初、対象者名簿を「避難行動要支援者名簿」と位置付けてきたが、現在は、申請方式名簿と対象者名簿とを一体化した名簿を、災害対策基本法に規定する「避難行動要支援者名簿」として位置づけ、活用している。</u></p> <p><u>避難行動要支援者の安否確認については、発災直後の近隣による声かけ、一時集合場所など一時的に退避した場所を拠点とする安否確認や避難誘導、避難所を拠点として防災区民組織（町会・自治会等）、民生委員・児童委員及び避難所運営管理協議会を中心に避難者の協力を得て安否確認を行うなど、複数のルートを通じて対応する。</u></p>	<p>区は、災害時要援護者名簿（対象者名簿）を、災害対策基本法第 49 条の 10 に規定する「避難行動要支援者名簿」として位置づけ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な限度で、支援者に名簿情報を提供する方向で取組みを進める。</p> <p>なお、安否確認及び避難誘導等については、発災直後の近隣による声かけ、一時集合場所など一時的に退避した場所を拠点とする安否確認や避難誘導、避難所を拠点として防災区民組織（町会・自治会等）、民生委員・児童委員及び避難所運営管理協議会を中心に避難者の協力を得て安否確認及び避難誘導を行うなど、複数のルートを通じて対応する。</p>
項目	令和 3 年度修正案 P249	平成 29 年度修正 P242
第 5 節 具体的 な取組 （予防 対策）	<p><u>(2) 要配慮者災害用セルフプラン作成の推進</u></p> <p><u>令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正では、避難行動要支援者について、「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」について定める個別避難計画について、区市町村による作成が努力義務化された。区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、特に発災時に命を守るためには、自助の取り組みが重要である。このため、自宅での生活を継続するために必要な備えをするとともに、避難所へ行った際に適切な支援を受けられるようにするため、「要配慮者災害用セルフプラン」の様式を避難行動要支援者名簿掲載者に対し送付し、作成を推進している。</u></p> <p><u>さらに、避難行動要支援者に対する支援の実効性を高めるため、障害者団体やケアマネジャー、民生委員・児童委員協議会、町会・自治会等へセルフプランについて説明し、支援に取り組んでいる。</u></p> <p><u>(3) 要配慮者の避難に係る普及啓発</u></p> <p><u>区は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（高齢者総合</u></p>	(追加)

	<p><u>相談センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者等の要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u></p> <p><u>また、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。</u></p> <p><u>都は、外国人に対し、多言語化した東京都防災ホームページや「東京くらし防災」等を作成し、普及啓発に努めている。</u></p>	
項目	令和3年度修正案 P252	平成29年度修正 P244
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p><u>5 車中泊</u></p> <p><u>(1) 区は、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページ、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。</u></p> <p><u>(啓発事項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）</u></li> <li><u>・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼</u></li> <li><u>・緊急輸送道路以外の道路等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること</u></li> <li><u>・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること</u></li> <li><u>・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること</u></li> </ul> <p><u>(2) 区は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。</u></p>	(追加)
項目	令和3年度修正案 P263	平成29年度修正 P255
第6節 具体的な取組 (応急対策)	<p><u>5-4 分散避難</u></p> <p><u>指定避難所での三密（密閉・密集・密接）を避けるため、また、避難所での環境変化による避難者の体調悪化を防ぐため、分散避難を推進する。避難については、自宅の被害等を確認したうえで、在宅避難、縁故避難及び避難所への避難の中から、状況により適切に実施する。</u></p>	(追加)

項目	令和3年度修正案 P264	平成29年度修正 P256
第6節 具体的 な取組 (応急 対策)	6-4 避難所の運営・救援活動 <u>(4) 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、平時からの避難所における感染症対策検討及び実施に関して、国の防災基本計画が修正された。</u> <u>区においても、避難所における感染症対策物資の配備を行うとともに、避難所での感染症対策を示した「避難所運営管理ガイドライン(感染症対策編)」を策定した。</u>	(追加)
第6節 具体的 な取組 (応急 対策)	6-5 避難所の管理運営方法 <u>(5) 新型コロナウイルス感染症等の感染症が流行している状況下においては、感染した場合に重症化する恐れのある避難者は、予め協定を締結している旅館・ホテル等を避難所として利用できるよう努めるものとする。</u>	(追加)
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進		
項目	令和3年度修正案 P270	平成29年度修正 P262
第1節 現在の 到達状 況	1 食料・水・生活必需品等の確保 【区】 「震災対策における都・区間の役割分担」における～(略)～3日分を備蓄してきた。 飲料水を確保するため、都は区内に <u>災害時給水ステーション</u> (浄水場・給水所1か所、応急給水槽2か所)を整備している。また、帰宅困難者用の食料品として、ビスケット、ミネラルウォーター等の備蓄をしている。 <u>これらの食糧備蓄等については、賞味期限が切れる前に計画的な更新を行っており、更新した食糧備蓄等は食品ロスの観点から、防災イベントでの配布やフードバンクへ寄付するなど有効活用を図っている。</u>	1 食料・水・生活必需品等の確保 【区】 「震災対策における都・区間の役割分担」における～(略)～3日分を備蓄してきた。 飲料水を確保するため、都が区内に整備する浄水場・給水所1か所、応急給水槽2か所を整備している。また、帰宅困難者用の食料品として、ビスケット、ミネラルウォーター等の備蓄をしている。

項目	令和3年度修正案 P273	平成29年度修正 P265
第4節 到達目標	<p>1 <u>発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進</u></p> <p>発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる飲料水・食料・生活必需品等を備蓄などにより確保する。</p> <p>また、<u>備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した備蓄を推進する。</u></p> <p>2 <u>国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築</u></p> <p><u>国・他道府県等からの支援物資の受入も踏まえた、物資の受入体制の整備を行うとともに、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との連携の強化により、強固な調達体制を構築する。</u></p>	<p>1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築</p> <p>発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。</p> <p>そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる飲料水・食料・生活必需品等を備蓄などにより確保する。</p> <p>また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築する。</p> <p>2 適正な物資備蓄体制の構築</p> <p>災害用備蓄物資の再配置計画の作成等により、適正な物資の備蓄体制を構築し、円滑な物資供給体制を確立する。</p>
項目	令和3年度修正案 P278	平成29年度修正 P270
第6節 具体的な取組 (応急対策)	<p>1-1 応急給水</p> <p>イ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）での都・区の役割分担</u></p> <p><u>(ア) 浄水場（所）、給水所等においては、施設の運営管理及び応急給水用資器材の設置は都が行い、住民等への応急給水活動は区が行う。</u></p> <p><u>(イ) 応急給水槽においては、施設の運営管理、応急給水用資器材の設置及び住民への応急給水活動の全てを区が行う。</u></p> <p><u>(ウ) 給水拠点において、貯留水の不足や施設が停止しているために応急給水できない場合（以下「水を供給できない給水拠点」と表記）は、管路復旧状況や当該給水拠点の水需要等を踏まえ、当該拠点又はその近隣で、車両輸送や消火栓等からの応急給水により対応する。</u></p> <p><u>なお、仮設水槽、応急給水用資器材の設置、水の輸送及び消火栓等からの応急給水用資器材の設置は都が行い、住民への応急給水活動は区が行う。</u></p>	<p>1-1 応急給水</p> <p>イ 給水拠点での都・区の役割分担</p> <p>(ア) 応急給水槽では区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。</p> <p>(イ) 浄水場（所）・給水所では、都が応急給水に必要な資器材等の設営を行い、区は被災者への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、区及び区が指定した住民による応急給水も可能とする。</p> <p>(ウ) 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所では、都が区の設置する仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、避難者への応急給水は区が行う。</p> <p>(エ) 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を都水道局が区に貸与する。発災時、区が通水状況を都水道局に確認した後、区や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。</p>

項目	令和3年度修正案 P282	平成29年度修正 P274								
第6節 具体的な取組 (応急対策)	<p><u>1-4 物的受援の調整</u></p> <p>令和2年3月に策定した「新宿区災害時受援応援計画」における物的資源の受援体制は、次のとおりとする。人的受援については、<u>第2編 第1部 第5章 第6節「3-6 人的受援の調整」参照(P.162)</u></p> <p><u>(1) 物的受援に関する基本的な考え方</u></p> <table border="1" data-bbox="277 480 1104 1150"> <tr> <td data-bbox="277 480 506 592"><u>発災直後から 発災後3日間</u></td> <td data-bbox="506 480 1104 592"><u>1日目は避難所の備蓄物資を活用する。2～3日目は都備蓄物資と区備蓄倉庫保管の備蓄物資を活用する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 592 506 927"><u>発災後4日目以降</u></td> <td data-bbox="506 592 1104 927"> <u>1 国は、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する計画となっている(国から都に向けたプッシュ型支援)。</u>  <u>2 都は、区からの要請に対して、国から都に向けたプッシュ型支援による物資で対応するが、対応が困難な場合には、国、協定事業者及び他道府県等(広域応援協定団体等)に対し、物資の支援要請を行う。都は、国等からの支援物資を受入れの上、区を支援する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 927 506 1038"><u>都から区に向けた プッシュ型支援</u></td> <td data-bbox="506 927 1104 1038"><u>都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1038 506 1150"><u>プル型支援への 切り替え</u></td> <td data-bbox="506 1038 1104 1150"><u>都は、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組みに切り替える。</u></td> </tr> </table> <p>※(2)～(4)(P282～P284)についても追加</p>	<u>発災直後から 発災後3日間</u>	<u>1日目は避難所の備蓄物資を活用する。2～3日目は都備蓄物資と区備蓄倉庫保管の備蓄物資を活用する。</u>	<u>発災後4日目以降</u>	<u>1 国は、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する計画となっている(国から都に向けたプッシュ型支援)。</u> <u>2 都は、区からの要請に対して、国から都に向けたプッシュ型支援による物資で対応するが、対応が困難な場合には、国、協定事業者及び他道府県等(広域応援協定団体等)に対し、物資の支援要請を行う。都は、国等からの支援物資を受入れの上、区を支援する。</u>	<u>都から区に向けた プッシュ型支援</u>	<u>都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する。</u>	<u>プル型支援への 切り替え</u>	<u>都は、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組みに切り替える。</u>	(追加)
<u>発災直後から 発災後3日間</u>	<u>1日目は避難所の備蓄物資を活用する。2～3日目は都備蓄物資と区備蓄倉庫保管の備蓄物資を活用する。</u>									
<u>発災後4日目以降</u>	<u>1 国は、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する計画となっている(国から都に向けたプッシュ型支援)。</u> <u>2 都は、区からの要請に対して、国から都に向けたプッシュ型支援による物資で対応するが、対応が困難な場合には、国、協定事業者及び他道府県等(広域応援協定団体等)に対し、物資の支援要請を行う。都は、国等からの支援物資を受入れの上、区を支援する。</u>									
<u>都から区に向けた プッシュ型支援</u>	<u>都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する。</u>									
<u>プル型支援への 切り替え</u>	<u>都は、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組みに切り替える。</u>									

項目	令和3年度修正案 P284	平成29年度修正 P274
第6節 具体的な取組 (応急対策)	<p><b>1-5 救援物資の受け入れ・供給</b>            区は、都及び国が支援する救援物資の受け入れ及び配分を行う。また、<u>避難所・二次避難所(福祉避難所)・帰宅困難者一時滞在施設</u>の物資不足において支援が必要と判断される場合、区は、都、協定締結自治体、民間協力団体等に対し、協力を要請する。</p> <p><b>【物資受け入れ及び供給に関する概念図】の追加</b></p> <p>The diagram illustrates the supply and reception of disaster relief supplies in Shinjuku Ward. At the top, '物資輸送先(避難所等)' (Destinations for supply transport (evacuation centers, etc.)) is connected to 'ニーズの把握' (Needs identification) and 'ニーズの連絡' (Needs communication) with '各地域本部 地域活動班(避難所等のニーズの把握)' (Local Headquarters Local Activity Class (Needs identification of evacuation centers, etc.)) and '各災対班(福祉避難所等のニーズ把握)' (Disaster Response Class (Needs identification of welfare evacuation centers, etc.)). Below these are '各地域本部 庶務班・災対総務部 情報調整班(地域のニーズのとりまとめ)' (Local Headquarters Clerical Class / Disaster Relief General Affairs Dept. Information Adjustment Class (Summary of regional needs)) and '各災対部 業務担当窓口(受援)' (Disaster Response Dept. Business Handling Window (Support)). These connect to '災対総務部 物資調達輸送班 受援担当(区内のニーズのとりまとめ)' (Disaster Relief General Affairs Dept. Procurement/Transportation Class Support (Summary of needs in the ward)) and '中央集積所・輸送拠点(地域内輸送拠点) 新宿コスミックスポーツセンター' (Central Collection Point / Transport Hub (Regional Intra-area Transport Hub) Shinjuku Cosmic Sports Center). To the right are '区備蓄倉庫' (Ward Stockpile Warehouse) and '他集積所' (Other Collection Points). At the bottom, '東京都災害対策本部、カウンターパート団体、災害時相互応援協定締結自治体、協定事業者、その他自治体、民間事業者(購入)等' (Tokyo Disaster Relief Headquarters, Counterpart Organizations, Disaster Time Mutual Support Agreement Signatory Municipalities, Agreement Business Operators, Other Municipalities, Private Business Operators (Purchase), etc.) are shown with '応援要請' (Request for support) and '物資の支援・輸送' (Support and transport of supplies).</p>	<p><b>1-4 救援物資の受け入れ・供給</b>            区は、都及び国が支援する救援物資の受け入れ及び配分を行う。また、避難所等の物資不足において支援が必要と判断される場合、区は、都、協定締結自治体、民間協力団体等に対し、協力を要請する。</p>

第12章 住民の生活の早期再建

項目	令和3年度修正案 P300	平成29年度修正 P288
第5節 具体的な取組 (予防対策)	<p><b>3 ごみ処理</b>            (1)(2)略  <u>(3) 区は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、新宿区災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</u></p>	<p><b>3 ごみ処理</b>            (1)(2)略            (追加)</p>

項目	令和3年度修正案 P308	平成29年度修正 P296																																				
第6節 具体的な取組 (応急対策)	4 <b>罹災証明書の交付</b> <table border="1" data-bbox="280 272 1093 711"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>1 住家被害認定調査を実施し、<b>罹災証明書交付の実施体制を構築</b> 2 調査の結果に基づき、速やかに<b>罹災証明書</b>を発行 3 消防署と発行時期や発行場所等について調整を図り、消防署の震災による火災被害の状況調査の結果に基づき、火災の<b>罹災証明書</b>を<b>交付</b></td> </tr> <tr> <td>消防署 (東京消防庁)</td> <td>1 <b>火災の罹災証明書の交付に向けて、</b>区と調整</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>1 区の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して<b>住家被害認定調査等の</b>要員確保に関する協力を要請 2 都職員の被災区への派遣 3 <b>共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施</b> 4 住家被害認定調査や<b>罹災証明書</b>発行窓口の開設時期等についての区市町村間の調整を実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	区	1 住家被害認定調査を実施し、 <b>罹災証明書交付の実施体制を構築</b> 2 調査の結果に基づき、速やかに <b>罹災証明書</b> を発行 3 消防署と発行時期や発行場所等について調整を図り、消防署の震災による火災被害の状況調査の結果に基づき、火災の <b>罹災証明書</b> を <b>交付</b>	消防署 (東京消防庁)	1 <b>火災の罹災証明書の交付に向けて、</b> 区と調整	都	1 区の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して <b>住家被害認定調査等の</b> 要員確保に関する協力を要請 2 都職員の被災区への派遣 3 <b>共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施</b> 4 住家被害認定調査や <b>罹災証明書</b> 発行窓口の開設時期等についての区市町村間の調整を実施	4 <b>り災証明書の発行</b> <table border="1" data-bbox="1169 272 2072 695"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>1 住家被害認定調査を実施し、被災状況を都に報告 2 調査の結果に基づき、速やかに<b>り災証明書</b>を発行 3 消防署と発行時期や発行場所等について調整を図り、消防署の震災による火災被害の状況調査の結果に基づき、火災の<b>り災証明書</b>を発行</td> </tr> <tr> <td>消防署 (東京消防庁)</td> <td>1 区と調整し、震災による火災被害の状況調査を実施</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>1 区の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して要員確保に関する協力を要請 2 都職員の被災区への派遣 3 住家被害認定調査や<b>り災証明書</b>発行窓口の開設時期等についての区市町村間の調整を実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	区	1 住家被害認定調査を実施し、被災状況を都に報告 2 調査の結果に基づき、速やかに <b>り災証明書</b> を発行 3 消防署と発行時期や発行場所等について調整を図り、消防署の震災による火災被害の状況調査の結果に基づき、火災の <b>り災証明書</b> を発行	消防署 (東京消防庁)	1 区と調整し、震災による火災被害の状況調査を実施	都	1 区の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して要員確保に関する協力を要請 2 都職員の被災区への派遣 3 住家被害認定調査や <b>り災証明書</b> 発行窓口の開設時期等についての区市町村間の調整を実施																				
機関名	内容																																					
区	1 住家被害認定調査を実施し、 <b>罹災証明書交付の実施体制を構築</b> 2 調査の結果に基づき、速やかに <b>罹災証明書</b> を発行 3 消防署と発行時期や発行場所等について調整を図り、消防署の震災による火災被害の状況調査の結果に基づき、火災の <b>罹災証明書</b> を <b>交付</b>																																					
消防署 (東京消防庁)	1 <b>火災の罹災証明書の交付に向けて、</b> 区と調整																																					
都	1 区の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して <b>住家被害認定調査等の</b> 要員確保に関する協力を要請 2 都職員の被災区への派遣 3 <b>共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施</b> 4 住家被害認定調査や <b>罹災証明書</b> 発行窓口の開設時期等についての区市町村間の調整を実施																																					
機関名	内容																																					
区	1 住家被害認定調査を実施し、被災状況を都に報告 2 調査の結果に基づき、速やかに <b>り災証明書</b> を発行 3 消防署と発行時期や発行場所等について調整を図り、消防署の震災による火災被害の状況調査の結果に基づき、火災の <b>り災証明書</b> を発行																																					
消防署 (東京消防庁)	1 区と調整し、震災による火災被害の状況調査を実施																																					
都	1 区の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して要員確保に関する協力を要請 2 都職員の被災区への派遣 3 住家被害認定調査や <b>り災証明書</b> 発行窓口の開設時期等についての区市町村間の調整を実施																																					
項目	令和3年度修正案 P328	平成29年度修正 P315																																				
第7節 具体的な取組 (復旧対策)	2-4 <b>災害援護資金等の貸付</b> <table border="1" data-bbox="286 847 1061 1334"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害援護資金 <u>(国制度)</u></th> <th>生活福祉資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込者の資格</td> <td>1 災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、新宿区の区内に住所を有した世帯主。 2 被害を受けた年の前年の総所得額(課税標準額)が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 3 療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。</td> <td>低所得世帯等(生活保護基準額のおおむね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額</td> <td>1世帯150万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年(据置期間3年)</td> <td>7年以内(据置期間6か月以内)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td><b>保証人有：無利子</b> <b>保証人無：年1%(据置期間中は無利子)</b></td> <td>保証人有：無利子 保証人無：年1.5%(据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦、半年賦、<b>月賦(元利均等償還)</b></td> <td>月賦(元利均等償還)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害援護資金は、東日本大震災により被害を受けた場合、特例措置が適用されている。  <b>※災害弔慰金及び災害見舞金を支給するにあたり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、医師や弁護士から構成する災害弔慰金等支給審査会を設置し、支給に関する事項について調査審議する。</b></p>		災害援護資金 <u>(国制度)</u>	生活福祉資金	申込者の資格	1 災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、新宿区の区内に住所を有した世帯主。 2 被害を受けた年の前年の総所得額(課税標準額)が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 3 療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。	低所得世帯等(生活保護基準額のおおむね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。	貸付限度額	災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額	1世帯150万円	償還期間	10年(据置期間3年)	7年以内(据置期間6か月以内)	貸付利率	<b>保証人有：無利子</b> <b>保証人無：年1%(据置期間中は無利子)</b>	保証人有：無利子 保証人無：年1.5%(据置期間中は無利子)	償還方法	年賦、半年賦、 <b>月賦(元利均等償還)</b>	月賦(元利均等償還)	2-4 <b>災害援護資金等の貸付</b> <table border="1" data-bbox="1196 847 1980 1334"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害援護資金</th> <th>生活福祉資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込者の資格</td> <td>1 災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、新宿区の区内に住所を有した世帯主。 2 被害を受けた年の前年の総所得額(課税標準額)が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 3 療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。</td> <td>低所得世帯等(生活保護基準額のおおむね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額</td> <td>1世帯150万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年(据置期間3年)</td> <td>7年以内(据置期間6か月以内)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3%(据置期間中は無利子)</td> <td>保証人有：無利子 保証人無：年1.5%(据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦又は半年賦(元利均等償還)</td> <td>月賦(元利均等償還)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害援護資金は、東日本大震災により被害を受けた場合、特例措置が適用されている。</p>		災害援護資金	生活福祉資金	申込者の資格	1 災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、新宿区の区内に住所を有した世帯主。 2 被害を受けた年の前年の総所得額(課税標準額)が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 3 療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。	低所得世帯等(生活保護基準額のおおむね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。	貸付限度額	災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額	1世帯150万円	償還期間	10年(据置期間3年)	7年以内(据置期間6か月以内)	貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)	保証人有：無利子 保証人無：年1.5%(据置期間中は無利子)	償還方法	年賦又は半年賦(元利均等償還)	月賦(元利均等償還)
	災害援護資金 <u>(国制度)</u>	生活福祉資金																																				
申込者の資格	1 災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、新宿区の区内に住所を有した世帯主。 2 被害を受けた年の前年の総所得額(課税標準額)が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 3 療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。	低所得世帯等(生活保護基準額のおおむね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。																																				
貸付限度額	災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額	1世帯150万円																																				
償還期間	10年(据置期間3年)	7年以内(据置期間6か月以内)																																				
貸付利率	<b>保証人有：無利子</b> <b>保証人無：年1%(据置期間中は無利子)</b>	保証人有：無利子 保証人無：年1.5%(据置期間中は無利子)																																				
償還方法	年賦、半年賦、 <b>月賦(元利均等償還)</b>	月賦(元利均等償還)																																				
	災害援護資金	生活福祉資金																																				
申込者の資格	1 災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、新宿区の区内に住所を有した世帯主。 2 被害を受けた年の前年の総所得額(課税標準額)が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 3 療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。	低所得世帯等(生活保護基準額のおおむね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。																																				
貸付限度額	災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額	1世帯150万円																																				
償還期間	10年(据置期間3年)	7年以内(据置期間6か月以内)																																				
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)	保証人有：無利子 保証人無：年1.5%(据置期間中は無利子)																																				
償還方法	年賦又は半年賦(元利均等償還)	月賦(元利均等償還)																																				

本冊 第2編 震災対策計画 第2部 災害復興計画		
章立て	第1章 復興の基本的考え方 第2章 <u>復興本部</u> 第3章 震災復興計画の策定	第1章 復興の基本的考え方 第2章 震災復興計画の策定
第1章 復興の基本的考え方		
項目	令和3年度修正案 P335	平成29年度修正 P322
3新宿 区震災 復興マ ニュアルの策 定	<p><u>3 新宿区震災復興マニュアルの策定</u></p> <p><u>区では、大規模災害からの復興を迅速かつ円滑に進めるため、「新宿区生活復興マニュアル」(平成14年3月)及び「新宿区都市復興マニュアル」(平成15年3月)を策定した。しかし、両マニュアルは、発災時における東京都の支援体制や、東日本大震災を契機に整備された取組等が反映されていないことが課題であった。</u></p> <p><u>一方、東京都は、過去の災害事例を踏まえ「区市町村震災復興標準マニュアル」(平成29年3月改定、生活・都市復興マニュアルを包含したもの)を策定し、復興に向けた区市町村の標準的な活動指針や東京都の支援体制等を示した。</u></p> <p><u>震災復興は区と東京都の連携・協力が不可欠であることや、大規模災害事例を踏まえた取組みをマニュアルに反映させる必要があるため、「新宿区生活復興マニュアル」及び「新宿区都市復興マニュアル」を統合し、東京都の「区市町村震災復興標準マニュアル」に準拠した「新宿区震災復興マニュアル」を令和2年3月に策定した。</u></p> <p><u>【新宿区震災復興マニュアルの構成】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>震災復興体制の構築</u></li> <li>○ <u>都市の復興</u></li> <li>○ <u>住宅の復興</u></li> <li>○ <u>くらしの復興</u></li> <li>○ <u>産業の復興(記載なし)</u></li> </ul>	(追加)

第2章 復興本部		
項目	令和3年度修正案 P337	平成29年度修正 P323
第2節 災害対策本部と震災復興本部の関係	<p><u>第2節 災害対策本部と震災復興本部の関係</u></p> <p><u>災害対策本部は、災害対策基本法に基づき、災害の発生、又は災害が発生する場合において、防災の推進（予防、応急復旧）を図るために設置するものであり、応急対策業務や優先度の高い復旧業務等を主な事業対象としている臨時的な組織である。</u></p> <p><u>一方、震災復興本部は、「新宿区震災復興本部の設置に関する条例」を根拠とし、被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民の生活の再建及び安定に関する事業を迅速かつ計画的に実施するために設置する、中・長期的な組織となる。</u></p> <p><u>これら2つの本部は目的と機能が異なるが、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から、質的な変化を伴いつつ連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が実施する業務についても、震災復興に関係、影響するものについては、両本部が緊密に連携しながら処理する必要がある。</u></p> <p><u>※【災害対策本部と震災復興本部の関係図】を追加</u></p>	(追加)
第3章 震災復興計画の策定		
項目	令和3年度修正案 P340	平成29年度修正 P324
第3節 新宿区震災復興方針及び新宿区震災復興計画の策定	<p><u>第3節 新宿区震災復興方針及び新宿区震災復興計画の策定</u></p> <p><u>震災後の復興に関して、復興本部長は速やかに、復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「新宿区震災復興方針」を策定し、公表する。この方針に基づき、復興本部は、「新宿区震災復興計画」を策定するほか、「新宿区都市復興基本計画」等の特定分野復興計画を策定する。</u></p> <p><u>なお、震災復興計画は、復興に係る区の最上位計画として位置づけられるものであるところから、作成過程において広く住民等の声を聴き、その意見を反映する。また、都市復興基本計画等の特定分野復興計画は、震災復興計画との整合性を配慮して策定する。</u></p>	<p>第3節 震災復興本部の設置(第2章第1節へ移動)</p> <p>震災後の復興活動は、行政のあらゆる分野に及ぶだけではなく、多くの年月が費やされる。</p> <p>そのためにまず、復興後の都市のビジョン、区民生活のビジョンを明確にし、都市復興基本方針の策定や復興都市計画等の取扱い等を検討する必要がある。</p> <p>本格的な復興にむけて、立ち上がり期から復興活動を速やかにかつ組織的・計画的に行うための統轄組織として区長を本部長とする震災復興本部を設置する。また学識経験者や関係機関職員等からなる本部長の諮問機関も設置する。</p>

項目	令和3年度修正案 P340	平成29年度修正 P324
第4節 新宿区 都市復 興基本 方針の 策定	第4節 新宿区都市復興基本方針の策定 <u>被害概況調査結果及び第一次建築制限の設定方針を踏まえ、東京都都市復興基本方針との整合を図りながら、都市復興基本方針策定指針、都市マスタープランなどを踏まえ、地域特性を加味した都市復興基本方針を策定する。</u>	第4節 新宿区都市復興基本方針の策定 市街地復興都市計画対象地区の抽出及び「新宿区総合計画」等を活用した新宿区都市復興基本方針等を策定し、都と協議して都が策定する市街地復興基本方針に反映させていく。

本冊 第3編 風水害対策計画		
章立て	第3編 風水害対策計画の章構成を都計画に沿って再整理 ※別紙 資料1のとおり	
本冊 第3編 風水害対策計画 第1部 総則		
第1章 計画の方針(新設) P345～P347		
	<p><u>第1節 計画の目的</u></p> <p><u>第2節 風水害に関する近年の動向</u></p> <p><u>1 国の対応</u></p> <p><u>2 都の対応</u></p> <p><u>3 区の対応</u></p> <p><u>第3節 重点項目</u></p> <p><u>1 避難情報の発令基準</u></p> <p><u>2 自主避難所運営体制</u></p> <p><u>3 避難所開設</u></p> <p><u>4 職員態勢</u></p> <p><u>5 情報伝達</u></p> <p><u>6 区有(直営・指定管理等)施設運営等</u></p> <p>※項目名のみ列挙。内容については、本冊参照。</p>	<p>第1章 計画の前提条件</p> <p>第1節 近年の被害実績 ※別冊資料編に移動</p> <p>第2節 東京都における検討</p>
第2章 東京都における検討		
項目	令和3年度修正案 P352	平成29年度修正 P345
	<p>4 中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～</p> <p>近年、1時間 <u>50ミリ</u>を超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、<u>調節池水準を時間50ミリ降雨から、地域の降雨特性を踏まえて、区部では時間最大75ミリ降雨、多摩部では時間最大65ミリ降雨(いずれも年超過確率1/20で等しい)に引き上げた。</u></p> <p><u>整備にあたっては、東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間50ミリま</u></p>	<p>4 中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～</p> <p>近年、1時間 <u>50mm</u>を超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、学識経験者等による「中小河川における今後の整備のあり方検討委員会」より提言を受け、平成24年11月に「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」がとりまとめられた。</p> <p>この方針では、河川・下水道施設(流下施設、貯留施設)の目標整備水準を時間 <u>50mm</u> 降雨から引き上げ、区部河川では時間最大 <u>75mm</u> 降雨、多摩部河川では時間最大 <u>65mm</u> 降雨とし、優先度を考慮して流域ごとに対策を</p>

	<p><u>では河道で、それを超える部分は新たな調節池等で対応することを基本としている。</u></p> <p><u>河道整備に加え、</u>広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図る。</p>	<p>進めることとした。時間 50mm 降雨を超える部分の対策は調節池による対応を基本とし、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図る。</p>
--	--	---

本冊 第3編 風水害対策計画 第2部 水害予防計画

第1章 豪雨対策

項目	令和3年度修正案 P357	平成29年度修正 P349									
第1節 河川の 整備	4 調節池の整備状況 <table border="1" data-bbox="257 582 1077 821"> <tr> <td data-bbox="257 582 472 659"><u>鷺宮調節池</u></td> <td data-bbox="472 582 696 659"><u>中野区白鷺一丁目</u></td> <td data-bbox="696 582 1077 659"><u>掘込式最大貯留量 35,000 m<sup>3</sup></u> <u>平成25年度完成</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 659 472 735"><u>善福寺川調節池</u></td> <td data-bbox="472 659 696 735"><u>杉並区成田西一丁目</u></td> <td data-bbox="696 659 1077 735"><u>地下箱式最大貯留量 35,000 m<sup>3</sup></u> <u>平成29年度完成</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 735 472 821"><u>下高井戸調節池</u></td> <td data-bbox="472 735 696 821"><u>杉並区下高井戸二丁目</u></td> <td data-bbox="696 735 1077 821"><u>地下箱式最大貯留量 300,00 m<sup>3</sup></u> <u>令和5年度完成予定</u></td> </tr> </table>	<u>鷺宮調節池</u>	<u>中野区白鷺一丁目</u>	<u>掘込式最大貯留量 35,000 m<sup>3</sup></u> <u>平成25年度完成</u>	<u>善福寺川調節池</u>	<u>杉並区成田西一丁目</u>	<u>地下箱式最大貯留量 35,000 m<sup>3</sup></u> <u>平成29年度完成</u>	<u>下高井戸調節池</u>	<u>杉並区下高井戸二丁目</u>	<u>地下箱式最大貯留量 300,00 m<sup>3</sup></u> <u>令和5年度完成予定</u>	4 調節池の整備状況 (既存の整備状況表に左記を追加)
<u>鷺宮調節池</u>	<u>中野区白鷺一丁目</u>	<u>掘込式最大貯留量 35,000 m<sup>3</sup></u> <u>平成25年度完成</u>									
<u>善福寺川調節池</u>	<u>杉並区成田西一丁目</u>	<u>地下箱式最大貯留量 35,000 m<sup>3</sup></u> <u>平成29年度完成</u>									
<u>下高井戸調節池</u>	<u>杉並区下高井戸二丁目</u>	<u>地下箱式最大貯留量 300,00 m<sup>3</sup></u> <u>令和5年度完成予定</u>									
項目	令和3年度修正案 P367	平成29年度修正 P362									
第6節 浸水想定区域の指定及び水深の公表	2 浸水予想区域図・洪水浸水想定区域図の作成・公表 <u>都は、平成27年度の水防法改正を受け、「想定しうる最大規模の降雨」を想定した改定図（想定最大規模降雨版）への更新を行い、平成30年3月に「神田川流域浸水予想区域図」、「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図」として公表した。</u> <u>さらに、平成30年12月には「城南地区河川流域浸水予想区域図」が、令和3年3月には「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」が公表され、対象降雨を想定最大規模降雨へ変更した。</u>	(追加)									

項目	令和3年度修正案 P367	平成29年度修正 P362
第6節 浸水想定区域の指定及び水深の公表	<p>3 <b>洪水</b>ハザードマップの作成・公表</p> <p>(1) 新宿区洪水ハザードマップの作成・公表</p> <p>ア 区の大部分は神田川流域であるが、<b>想定最大規模</b>の雨が降った場合には、「神田川流域浸水予想区域図」、「城南地区河川流域浸水予想区域図」<b>並びに「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」</b>によれば、河川・下水道の整備能力をはるかに超え、区内各所で著しい浸水被害の発生が予想される。</p> <p>イ 区は、住民の生命・身体及び財産を守るために、平成14年の出水期に合わせ、新宿区洪水ハザードマップを作成し、公表した。</p> <p><b>平成31年1月には、「神田川流域浸水予想区域図」、「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図」を反映させ、新宿区洪水ハザードマップを作成し、公表した。</b></p> <p><b>さらに、令和3年8月には「城南地区河川流域浸水予想区域図」、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」が反映された新宿区洪水ハザードマップに更新した。</b></p> <p>(2) <b>新宿区</b>洪水ハザードマップに掲載する主な内容</p> <p>ア 浸水予想区域及び洪水浸水想定区域</p> <p>イ 浸水深</p> <p>ウ <b>水害</b>時の避難所</p> <p>エ 避難時の注意事項</p> <p>オ 防災関係機関 <b>等</b></p>	<p>第3節 神田川流域ハザードマップの作成・公表</p> <p>(1) 神田川流域(妙正寺川を含む)浸水予想区域図</p> <p>東京都都市型水害対策検討会の中間報告では、「神田川流域浸水予想区域図」及び「城南地区河川流域浸水予想区域図」が公表されるとともに、関連区はこの予想区域図を踏まえて洪水ハザードマップを作成・公表することが緊急を要する施策と位置付けられた。</p> <p>(2) 新宿区洪水ハザードマップの作成・公表</p> <p>ア 区の大部分は神田川流域であるが、東海豪雨と同規模の雨が降った場合には、神田川流域浸水予想区域図及び城南地区河川流域浸水予想区域図によれば、河川・下水道の整備能力をはるかに超え、区内各所で著しい浸水被害の発生が予想される。</p> <p>イ 区は、住民の生命・身体及び財産を守るために、平成14年の出水期に合わせ、新宿区洪水ハザードマップを作成し、公表した。</p> <p>(3) 神田川浸水想定区域図</p> <p>神田川の洪水予報河川の指定に伴い、平成22年9月に都より「神田川浸水想定区域図」が公表された。この図には、神田川本川からの外水はん濫（河川から水が溢れることによる浸水）による浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深が示されている。これに伴い、平成23年2月に新宿区洪水ハザードマップに、神田川浸水想定区域をあらたに表示した。</p> <p>(4) 洪水ハザードマップに掲載する主な内容</p> <p>ア 浸水予想区域及び浸水想定区域</p> <p>イ 浸水深</p> <p>ウ 浸水時の避難所</p> <p>エ 避難時の注意事項</p> <p>オ 防災関係機関</p>

第3章 土砂災害対策		
項目	令和3年度修正案 P373	平成29年度修正 P366
第2節 土砂災害警戒区域等の指定	<p>第2節 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>平成26年8月広島市で発生した土砂災害を受けて、平成26年11月に土砂災害防止法が改正され、平成27年1月に施行された。このことにより、都道府県は、土砂災害防止対策に必要な基礎調査結果の公表が義務付けられた。これを受けて東京都は、平成28年9月に<u>区内の自然斜面における基礎調査結果</u>を公表し、平成29年3月、区内の自然斜面において土砂災害警戒区域20か所（内、土砂災害特別警戒区域14か所）を指定した。</p> <p><u>その後、東京都は、平成31年3月に区内の人工斜面における基礎調査結果を公表し、令和元年9月、区内の人工斜面において土砂災害警戒区域35か所（内、土砂災害特別警戒区域24か所）を指定した。</u></p>	<p>第2節 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>平成26年8月広島市で発生した土砂災害を受けて、平成26年11月に土砂災害防止法が改正され、平成27年1月に施行された。このことにより、都道府県は、土砂災害防止対策に必要な基礎調査結果の公表が義務付けられた。これを受けて東京都は、区内において平成28年9月29日に結果を公表し、平成29年3月13日、区内の自然斜面において土砂災害警戒区域20か所（内、土砂災害特別警戒区域14か所）を指定した。</p>
項目	令和3年度修正案 P374	平成29年度修正 P367
第4節 警戒避難体制の整備	<p>2 <u>避難指示</u>等の発令</p> <p>土砂災害警戒情報が発表された場合、ただちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とする。ただし、警戒区域の地理的状況が異なるため、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報等）を活用し、地域特性を踏まえた<u>避難指示</u>等の発令の判断基準とする。また、発令は警戒区域ごとに個別に区域を明示して行う。</p>	<p>2 避難勧告等の発令</p> <p>土砂災害警戒情報が発表された場合、ただちに避難勧告等を発令することを基本とする。ただし、警戒区域の地理的状況が異なるため、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報等）を活用し、地域特性を踏まえた避難勧告等の発令の判断基準とする。また、発令は警戒区域ごとに個別に区域を明示して行う。</p>
第4節 警戒避難体制の整備	<p>4 要配慮者への支援</p> <p>在宅の要配慮者については、災害時要援護者名簿及び防災気象情報メールへの登録を勧奨し、避難情報を要配慮者や避難支援者に伝達する。また、要配慮者利用施設等に対しては、<u>避難指示</u>等が発令された場合に要配慮者の避難が円滑に行われるよう、介護サービス事業者、医療事業者に対し避難体制に関する</p>	<p>4 要配慮者への支援</p> <p>在宅の要配慮者については、災害時要援護者名簿及び防災気象情報メールへの登録を勧奨し、避難情報を要配慮者や避難支援者に伝達する。また、要配慮者利用施設等に対しては、避難勧告等が発令された場合に要配慮者の避難が円滑に行われるよう、介護サービス事業者、医療事業者に対し避難体制に関する説明会を実施するなど、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。</p>

周知を図るなど、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(1) 要配慮者利用施設における警戒避難体制

ア 要配慮者利用施設の範囲

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内において、施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の範囲は、別冊資料編「(11-7) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地（土砂災害防止法第8条関係）(P.421)」に定める。

イ 避難確保計画の作成、訓練の実施

前記アに該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、土砂災害防止法8条の2に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項について義務等が課せられている。

(ア) 避難確保計画の作成（義務）

(イ) 避難確保計画に基づく訓練の実施（義務）

※ 避難確保計画を作成した時は、遅滞なく当該計画その他事項を区長に報告しなければならない。

ウ 土砂災害警戒情報等の伝達体制の整備

区は、前記アに該当し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、新宿区防災気象情報メール等により以下の情報を伝達する。

(ア) 大雨警報 洪水警報

(イ) 特別警報

(ウ) 土砂災害警戒情報

(エ) 避難指示等

(オ) その他、浸水対策上、有効な情報等

本冊 第3編 風水害対策計画 第3部 水害応急対策計画		
第7章 避難		
項目	令和3年度修正案 P416	平成29年度修正 P404
第1節 避難体制の整備、避難情報の一般基準・発令など	<p>1 避難体制の強化</p> <p><u>(8) 区は、気象情報などを総合的に判断し、必要に応じて自主避難所を開設する。</u></p>	<p>1 避難体制の強化 (追加)</p>
項目	令和3年度修正案 P417	平成29年度修正 P405
第1節 避難体制の整備、避難情報の一般基準・発令など	<p>2 <u>避難情報の一般基準・発令など</u></p> <p><u>(3) 警戒レベルの導入</u></p> <p><u>平成31年3月より意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生の恐れの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。</u></p> <p><u>区は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、区民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>※P418【避難指示等一覧】表の更新</p> <p>※P418【避難情報・警戒レベル・居住者等がとるべき行動等の関係】表の追加</p>	<p>2 <u>避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）</u>など (追加)</p>

項目	令和3年度修正案 P422	平成29年度修正 P409
第6節 広域避難	<p><u>1 首都圏における大規模水害広域避難検討会</u></p> <p><u>平成27年9月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。</u></p> <p><u>中央防災会議では、平成27年10月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成28年3月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。</u></p> <p><u>これを受けて、中央防災会議において、平成28年9月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順等が示された。</u></p> <p><u>本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下、検討会と称する）を平成30年6月に設置した。</u></p> <p><u>令和元年10月に台風第19号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風第19号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関間の連携・役割分担あり方を整理し、中間報告書を取りまとめた。</u></p> <p><u>今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら広域避難対策の検討を行っていく。</u></p> <p><u>区としては、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」の検討内容について、引き続き情報収集に努めるとともに、広域</u></p>	(追加)

	<u>避難を伴うような大規模な水害が予想される場合には、関係自治体等と緊密に連携し、避難住民の安全確保に協力していく。</u>	
本冊 第4編 大規模事故等対策計画 第2部 大規模事故等予防計画		
第2章 市街地の安全化		
項目	令和3年度修正案 P440	平成29年度修正 P425
	<p>区には、高層ビル群や大規模な地下街・繁華街が存在し、～(略)～平成15年6月に「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」を定めた。</p> <p><u>条例の制定に先立ち、平成14年には、生活安全や防火・防災、雑居ビルの安全における区及び警察、消防間の連携強化を図るため、「新宿区安全・安心推進協議会」及び「雑居ビル安全対策推進部会」を設置した。令和元年からは、新たに町会、商店会、学校等の地域団体が協議会に参加し、より地域が一体となり、実効性のある対策を検討していく協議会へと発展を遂げている。</u></p>	<p>区には、高層ビル群や大規模な地下街・繁華街が存在し、～(略)～平成15年6月に「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」を定めた。</p>
本冊 附編 東海地震災害事前対策		
第1章 対策の考え方		
項目	令和3年度修正案 P465	平成29年度修正 P449
第1節 策定の 趣旨	<p><u>2 東海地震事前対策の留意点</u></p> <p><u>気象庁では、令和元年5月31日より、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始し、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととした。</u></p> <p><u>ただし、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）「第4部 南海トラフ地震等防災対策」では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画を受けた対応については、別途定める」こととし、「変</u></p>	(追加)

更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた『東海地震に関連する情報』を『南海トラフ地震に関連する情報』に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応する」こととしている。

そのため、新宿区地域防災計画においても、従来の「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的な対応として定めるものとする。

※上記新旧対照の他、各防災関係機関の災害対応、区のその他の取組み、データの時点修正等を行っています。